

環境経営レポート

2023年度

2022年10月 ～ 2023年9月



小便小僧（祖谷街道沿い）

2023年12月25日発行

井下建設有限公司

環 境 経 営 方 針

当社は、徳島県西部の風光明媚で有名な祖谷のかずら橋近くに本社があり、主にその地域の公共土木工事を施工している。

地域のインフラ整備を通じて環境保全に配慮し、貴重な祖谷の観光資源を次世代に相続していくことが、当社の使命であると思われます。

そのためには、EA21活動により観光資源を守り、さらに地域環境保全に貢献できるよう努めてまいります。

[行 動 指 針]

1. 電力、燃料消費の削減に取り組み、二酸化炭素の排出量の減少に努めます。
2. 建設副産物の分別及び適切処理を徹底するよう努めます。
3. 一般廃棄物の分別保管を徹底し、排出量の削減に努めます。
4. グリーン購入の推進をします。
5. 環境に配慮した工事方法の提案をします。
6. 社会貢献活動に取り組みます。
7. 環境関連法律を厳守し、自治体からの要望等について協力いたします。
8. この方針は、教育等を通じて全社員に周知いたします。

制定日： 2010 年 10 月 22 日

改定日： 2019 年 5 月 1 日

井 下 建 設 有 限 会 社
環 境 管 理 責 任 者

代表取締役 井 下 哲

取組の対象組織・活動

□ 組織の概要

会 社 名	井 下 建 設 有 限 会 社
代 表 者 環境管理責任者	代表取締役 井下 哲
EA21 担 当 者	井下 哲 担当者連絡先 090-5914-9865
創 立 年 月 日	昭和 41 年 6 月 1 日
所 在 地	本 社 徳島県 三好市 東祖谷 高野12番地 資材置場 徳島県 三好市 東祖谷 高野117番地1
連 絡 先	TEL 0883-88-5314 FAX 0883-88-5244
資 本 金	3,000万円
事 業 内 容	土木、とび・土工、舗装、解体 工事業
事 務 所 面 積	110.00 m2
資材置場面積	271.07 m2
従 業 員 数	20 名
事 業 規 模	売上高 325百万円 (2022.10～2023.9)
許 可 関 係	

特定建設業

許 可 番 号	徳島県知事許可 (特一04) 第1686号
許 可 年 月 日	令和4年12月18日
許 可 の 有 効 期 限	令和4年12月18日から令和9年12月17日まで
建 設 業 の 種 類	土木、とび・土工、舗装、解体 工事業

産業廃棄物収集運搬業 (現在は自社運搬のみ)

許 可 番 号	3600165445
許 可 年 月 日	令和4年4月20日
許 可 の 有 効 期 限	令和9年3月21日
事 業 の 範 囲	

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

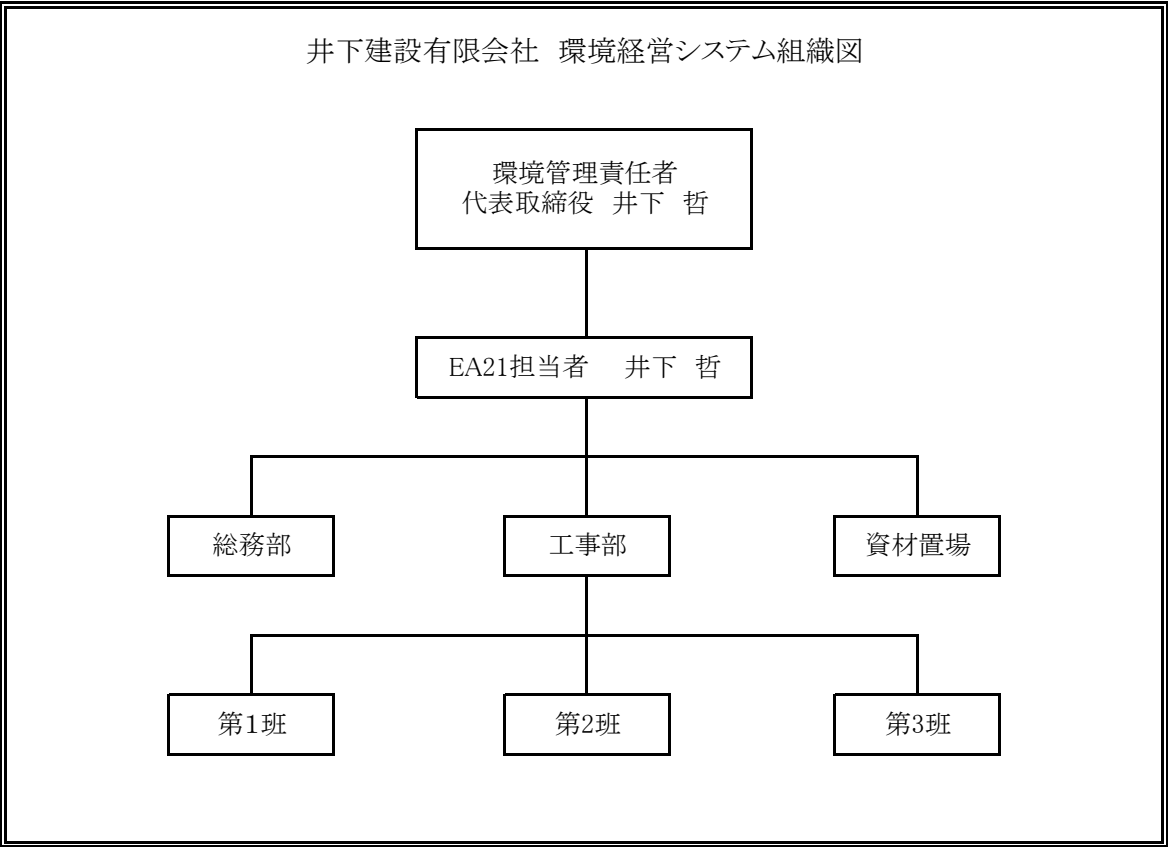
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、がれき類
(以上9種類、特別管理産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物
であるものを除き、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

□ 認証・登録の対象範囲・活動

認証・登録の対象範囲

全組織・全活動

組織図及び役割・責任・権限



	役割・責任・権限
代表取締役 環境管理責任者 EA21担当者	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備、構築、実施、管理 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境関連法規及び遵守チェック表の作成、確認と承認 ・環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標、環境経営計画の作成、確認と承認 ・環境経営目標、環境経営計画の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの作成、確認と承認、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
各部門	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト、訓練を実施、記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営活動へ参加

環境経営目標と実績

二酸化炭素排出量、一般廃棄物排出量については2019年度実績を基準とする。

2019年度実績				
項 目	総 量	単位	基準値	基準値算出方法
二酸化炭素排出量	178.02	t-CO2	0.53	基準値 = 総量(t-CO2)/売上高(百万円)
一般廃棄物排出量	309	kg	0.93	基準値 = 総量(kg)/売上高(百万円)

※2019年度売上高333百万円

改訂日： 2022年10月1日

中長期目標					
項 目	基準値	目 標			
		管理項目	2022年度 21.10.1～22.9.30	2023年度 22.10.1～23.9.30	2024年度 23.10.1～24.9.30
二酸化炭素 排出量	0.53	削減率	5%	6%	7%
		目標値	0.50	0.50	0.49
一般廃棄物 排出量	0.93	削減率	5%	6%	7%
		目標値	0.88	0.87	0.86
産業廃棄物 再資源化	-	リサイクル率	90%	90%	90%
アプト事業	-	回数	3回以上	3回以上	3回以上
エコキャップ運動	-	-	活動継続	活動継続	活動継続
アルミ資源回収	-	-	活動継続	活動継続	活動継続
グリーン購入	-	-	購入推進	購入推進	購入推進
環境配慮工事 (植樹活動)	-	本数	30	30	30

目標値(管理値) = 基準値-(基準値*削減率)

電力の調整後排出係数 0.528(kg-CO2/kWh)

評価日： 2023年12月1日

評価者： 井下 哲

2023年度(22.10.1～23.9.30)

目標と実績 売上高 325 百万円

項 目	基準値	目 標		実 績		目標に達する割合
		管理項目	2023年度	2023年度		
			22.10.1～23.9.30	22.10.1～23.9.30		
二酸化炭素 排出量	0.53	総 量	－	164	99%	
		削減率	6%	5%		
		管理値	0.50	0.50		
一般廃棄物 排出量	0.93	総 量	－	183	155%	
		削減率	6%	39%		
		管理値	0.87	0.56		
産業廃棄物 再資源化	－	総 量	－	164	98.3%	
		リサイクル率	90%	88.5%		
アプト事業	－	回数	3	3	100%	
エコキャップ運動	－	－	活動継続	実施	－	
アルミ資源回収	－	－	活動継続	実施	－	
グリーン購入	－	－	購入推進	実施	－	
環境配慮工事 (植樹活動)	－	本数	30	30	100%	

※総排水量については、この地域では水道施設がなく湧き水を使用しているため把握することができない。

実績値(管理値) = 総量/売上高(百万円)

[実績の評価]

- 全ての項目において概ね目標達成となっている。現場での重機や運搬車両の稼働の多い工種があり、燃料使用が多かったこともあるが、目標内となっている。また、環境経営計画の取り組みは適切に実施している。
- 産業廃棄物は公共工事で排出されるものであり、顧客要求事項及び法令に沿って適正分別適正処理を行った。

2023年度 環境経営計画、取組結果とその評価

2022年10月～2023年9月

環境経営目標	具体的項目	責任者	評価・指示 (環境管理責任者)
二酸化炭素排出量の削減 1. 使用電力量の削減	[事務部門] ・空調の適温化 冷房28℃ 暖房20℃に設定	総務部長	内業に支障のない適正温度設定で業務を行っている。冬はファンヒーターを使用している。
	・冷房は、午前中の使用禁止 暖房は、気温17℃以下で使用	総務部長	
2. 燃料使用量の削減	[現場部門] ・アイドリングストップの励行 (急ブレーキ、急発進の防止、法定速度の厳守、空フカの禁止)	工事部長	アイドリングストップ機能付き車両及び計画性のない移動はしないように心がけている。重機は最新型を更新しており以前より低燃費及び環境負荷対策型となっている。
	・重機から離れる場合のエンジン停止の励行	工事部長	
	・通勤時に車の乗り合わせの実施	工事部長	
一般廃棄物の削減	[事務部門] ・使用済み用紙の裏紙の利用	総務部長	事務所からの一般廃棄物の主なものはコピー用紙であり、印刷前の確認及び書類の簡素化や情報共有システムが排出抑制につながっている。
	・使用済み封筒の再利用	総務部長	
	・両面印刷、両面コピーの徹底	総務部長	
廃棄物再資源化	[事務部門] ・建設副産物の再資源化に基づく再資源化の管理	総務部長	工事から排出される産業廃棄物は適正処理されている。
	[現場部門] ・建設副産物の分別保管	工事部長	
社会貢献活動	[事務部門] ・アプト事業の実施	工事部長	ロードアプト及び各工事現場周辺の清掃活動を行った。
	・エコキャップ運動 アルミ資源回収運動	総務部長	
グリーン購入法の推進	[事務・工事部門] ・出来る限り環境物品を選択	総務部長	事務用品及び建設資材の使用においてできる限り選択購入している。
環境に配慮した工事方法	[現場部門] ・山腹の崩壊の防止策の提案	工事部長	各工事では効率の良い施工方法の提案や積極的採用を行っている。また、ICT施工が可能な現場はできるだけ採用し作業効率向上につなげている。
	・工事現場での植樹活動	工事部長	
	・効率の良い工法や手順の検討	工事部長	
雇用の促進	・従業員のロコミ、ハローワーク等での求人を図る	総務部長	従業員のロコミ、ハローワーク等での求人を図っている。また自社のアピールも行っていきたい。

2024年度 環境経営計画の取組内容

2023年10月～2024年9月

環境目標	具体的項目	責任者
二酸化炭素排出量の削減	[事務部門] ・空調の適温化 冷房28℃ 暖房20℃に設定	総務部長
1. 使用電力量の削減	・冷房は、午前中の使用禁止 暖房は、気温17℃以下で使用	総務部長
2. 燃料使用量の削減	[現場部門] ・アイドリングストップの励行 (急ブレーキ、急発進の防止、 法定速度の厳守、空フカの禁止)	工事部長
	・重機から離れる場合のエンジン停止の励行	工事部長
	・通勤時に車の乗り合わせの実施	工事部長
一般廃棄物の削減	[事務部門] ・使用済み用紙の裏紙の利用	総務部長
	・使用済み封筒の再利用	総務部長
	・両面印刷、両面コピーの徹底	総務部長
廃棄物再資源化	[事務部門] ・建設副産物の再資源化に基づく再資源化の管理	総務部長
	[現場部門] ・建設副産物の分別保管	工事部長
社会貢献活動	[事務部門] ・アトプト事業の実施	工事部長
	・エコキャップ運動 アルミ資源回収運動	総務部長
グリーン購入法の推進	[事務・工事部門] ・出来る限り環境物品を選択	総務部長
環境に配慮した工事方法	[現場部門] ・山腹の崩壊の防止策の提案	工事部長
	・工事現場での植樹活動	工事部長
	・効率の良い工法や手順の検討	工事部長
雇用の推進	・従業員のロコミ、ハローワーク等での求人を図る	総務部長

環境関連法規等の遵守状況

環境関連法規の遵守チェックの結果、環境法規制等の抵触したものはありません。

また、過去3年間に亘って法的違反や訴訟もありません。

環境関連法規一覧表

区 分	法令又は条例	法 律	条 例	規制内容(概要)
環境一般	グリーン購入法 平成12年5月31日法律第100号 令和3年5月19日法律第36号	○		・できる限り環境物品を選択する。
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（産業廃棄物） 昭和45年12月25日法律第137号 令和4年6月17日法律第68号	○		・委託契約の締結、許可証の確認 ・産業廃棄物運搬車輛表示と運搬内容記載書面の携帯義務 ・マニフェストの交付と5年間の保存義務 ・マニフェスト交付者は、事業場ごとに前年度の交付状況を6月30日までに知事に報告 ・野外焼却の禁止 ・積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生の防止、保管場所の掲示
	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（一般廃棄物）		○	・燃えるゴミ、燃えないゴミ、かん、ペットボトル、プラスチック等分別排出
	建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律 （建設リサイクル法） 平成12年5月31日法律第104号 令和4年6月17日法律第68号	○		・対象工事 解体工事 80m2以上 建築物の新築・増築工事 500m2以上 建築物の修繕・模様替工事 1億円以上 土木工事 500万円以上 ・分別解体、再資源化の促進 ・発注者への書面による計画等説明、工事を事前に都道府県知事に届出(7日前まで) 完了報告
	資源の有効な利用の 促進に関する法律 平成3年4月26日法律第48号 令和4年5月20日法律第46号	○		・再資源利用計画の作成(建設副産物) ・管理体制の整備 ・実施状況の記録と保存
	特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法） 平成10年6月5日法律第97号 平成29年6月16日法律第61号	○		・特定家庭用機器(エアコン、TV、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣服乾燥器)の適正処分
大気汚染	特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律 （オフロード法） 平成17年5月25日法律第51号 令和4年6月17日法律第68号	○		・平成18年10月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ・国土交通省直轄工事 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則
	フロン排出抑制法 平成13年6月22日法律64号 令和4年6月17日法律第68号	○		・地球温暖化とオゾン層破壊に原因となるフロン類の排出抑制の為、第一種特定製品の管理者 には機器及びフロン類の適切な管理を義務付け ①機器の点検の実施 ②点検等の履歴の保存 ③漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填の禁止 ④フロン類算定漏えい量の報告
	石綿障害予防規則 平成17年2月24日法第21号 令和5年3月27日法第29号	○		・石綿等の除去作業(封じ込め、囲い込み作業含む) ①レベル1(石綿含有吹き付け材) 作業開始前14日前までに労働基準監督署に建築工事計画届、建築物解体等作業届を提出 ②レベル2(石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材) レベル2も計画届(2021年4月施行) 作業開始前に建築物解体等作業届を届出 ③レベル3(成形板等の石綿含有建材) けい酸カルシウム板1種(破砕時)(2020年10月施行) 仕上げ塗材を電動工具で除去する場合、ビニルシートで隔離し湿潤(2021年4月施行) ・解体・改修工事の事前調査 ①事前調査及び分析調査 解体等対象建築物等の全ての材料について ②事前調査結果の届け出 □解体工事部分の床面積の合計が80m2以上 □請負金額が100万円以上 □特定の工作物の解体・改修工事
水質汚濁	浄化槽法 昭和58年5月18日法律第43号 令和4年6月17日法律第68号	○		・浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排水禁止

騒音・振動	騒音規制法 昭和43年6月10日法律第98号 令和4年6月17日法律第68号	○	・都道府県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ち、くい抜き機作業(圧入機は除く) ②さく岩機 ③空気圧縮機 定格出力15kw以上 ④バックホウ 定格出力80kw以上 ⑤トラクターショベル 定格出力70kw以上 ⑥ブルドーザー 定格出力40kw以上 着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界85db以下 (ただし作業時間、期間の規定あり)
	振動規制法 昭和51年6月10日法律第64号 令和4年6月17日法律第68号	○	・都道府県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ち、くい抜き機作業(圧入機は除く) ②鋼球を使用するの破壊作業 ③舗装版破砕機を使用する作業 ④ブレーカー(手持ち式除く)作業 着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界75db以下 (ただし作業時間、期間の規定あり)
地方条例	徳島県環境基本条例 平成11年3月25日 徳島県条例第11号	○	(事業者の責務) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/>

調査先: 地方自治体窓口

代表者による全体の評価と見直し結果

活動期間:2022年10月 ～ 2023年9月

全 体 の 評 価
1. 環境経営目標、環境経営計画達成状況 - 全ての項目において概ね目標達成となっている。現場での重機や運搬車両の稼働の多い工種があり、燃料使用が多かったこともあるが、目標内となっている。また、環境経営計画の取り組みは適切に実施している。 - 最大負荷となる建設現場での燃料使用量削減への取組として、重機は最新型を更新しており以前より低燃費及び環境負荷対策型となっている。また、各工事では効率の良い施工方法の提案や積極的採用を行っている。また、ICT施工が可能な現場はできるだけ採用し作業効率向上につながっている。 2022年度より環境経営計画に追加した雇用の推進は、当社にとって継続した経営に不可欠であり、今後も優先項目であると認識し取り組んでいく必要がある。 2. 是正及び予防処置 - 該当なし 3. 法的要求事項の遵守状況 - 環境関連法規の遵守チェックの結果、環境法規制等の抵触したものはありません。 4. その他(苦情) なし
変 更 の 必 要 性 及 び 指 示 事 項
1. 環境経営方針 ☐変更する ☒変更しない 指示 2. 環境経営目標・環境経営計画 ☐変更する ☒変更しない 指示 3. 経営システムの各要素(実施体制を含む) ☐変更する ☒変更しない 指示 その他